

第 1 4 9 9 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 5 年 1 1 月 6 日

自 1 3 時 3 1 分

至 1 4 時 1 9 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(承認事項)

第8号 平成26年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び
県立学校事務職員等）について（総務課）

第9号 「いじめ防止対策推進法」における事務の補助執行について
（総務課・義務教育課）

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第57号 平成25年度スポーツ推進委員功労者文部科学大臣表彰について
（保健体育課）

第58号 平成25年度学校保健・学校安全・学校給食文部科学大臣表彰に
ついて（保健体育課）

第59号 平成25年度優良PTA文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第60号 PTA活動振興功労者表彰について（社会教育課）

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(報告事項)

第61号 平成25年度11月補正予算案の概要について（総務課）

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
鴨木教育次長	全議題
黒崎参事	全議題
祖田参事	全議題
長岡教育センター所長	全議題
高宮総務課長	全議題
荒木総務課上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	全議題
片寄高校教育課長	公開議題
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
永瀬特別支援教育課企画グループリーダー	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
野津保健体育課長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
丹羽野古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
坂根教育センター教育企画部長	公開議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 13時31分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	2件
	協議事項	0件
	報告事項	4件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
署名委員	岡部委員	

— 公 開 —

(承認事項)

第 8 号 平成 26 年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）
について（総務課）

○高宮総務課長 承認第 8 号平成 26 年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）についてお諮りする。

資料は 1 の 1 ページをご覧ください。平成 26 年度の事務職員に係る定期人事異動方針を臨時代理により定めさせていただいたので、そのことについての承認を求めるものである。

人事異動方針は理由に記載しているように、公正かつ適正に人事を行うため定める必要がある。事務局職員については、従前から知事部局の人事課が定める人事異動方針を基本として教育委員会で定めるという形をとっているが、知事部局においては 10 月 25 日に定期人事異動方針が定められ通達されたところである。これを受け、教育委員会事務局においては 10 月 28 日に教育長の臨時代理により人事異動方針を定めたところであり、その承認を求めるものである。

内容については、1 の 2 ページをご覧ください。現在、県においては非常に厳しい財政状況の中、財政健全化基本方針に基づく財政の健全化に取り組んでいる。一方で、2 段落目にあるように、平成 24 年に策定した島根総合発展計画に基づく地域づくりに取り組んでおり、これらを県政の 2 本の柱として進めているところである。

厳しい社会経済情勢の中、県職員については県民サービスをいかに向上するかという課題がある。4 段落目にあるように、予算、人員ともタイトな中ではあるが、今年は風水害が連続して発生しており、災害が発生すれば人員等がタイトな中であっても職員はその職責を十分に果たさなければならない。財政的な面を含め社会情勢、経済情勢とあらゆる厳しい面はあるが、最後の段落にあるように、本県が持っている豊かな自然、古きよき文化、伝統、温かい人間関係や地域社会、こうした島根県の強みを生かしながら職員が一丸となって島根県を発展させていく。こういったことに留意しながら人事異動を行っていくことになっている。

1 の 3 ページに全般的な事項を記載しているが、ポイントを絞ってご説明する。まず、1 の①について、これは当たり前のことだが、適材適所の人事異動を行うということである。④について、最近非常に多忙ということで精神疾患等の長期病休者なども多いことから、職員の健康状態や適性に十分配慮していくということである。⑤については再任用職員の配置である。行政職については、以前は再任用の制度が構築されていたが、その後、県の財政状況が厳しくなる中でこの運用が凍結されていた。一方で、年金制度が国において改正され、年金接続のため再任用制度を再稼働させる必要が生じている。来年度から原則として希望する者については年金接続までの間、再任用を行う。行政職員については、週 3 1 時間勤務の再任用制度を導入をするということになっており、これらにも配慮して人事異動を行っていく。

異動の基準については、①にあるように勤続年数は 3 年を基本とする。

次に 1 の 4 ページの重点事項のところをご覧ください。まず 1 つは、今年特に強く打ち出されている女性職員の登用である。これについては、人事課の説明でも果たして登用という言葉がいいのかどうかということはあるが、現在、特に 30 代、40 代になってくると、職員の人員構成も半分あるいは半分以上が女性職員になっている。女性はともすれば一昔前は庶務的な業務などを中心としていたわけだが、そうではなくあらゆる分野で活躍してもらえよう、職域を拡大する。グループリーダーといった中間管理職的な立場、あるいは管理職への登用を一層進めていくことが明確に打ち出されているところである。あわせて、③のところだが、県民サービスを向上させていくためには県職員がそれぞれのキャリアを形成する段階でさまざまな経験を積むことが必要である。具体的には本庁、地方機関のさまざまな職場で県民の皆さんに直接接したり、政策立案などに関与したり、さまざまな種類の業務に携わっていくことで豊かなキャリア形成を図っていくことが打ち出されているところである。

1 の 5 ページをご覧ください。今申し上げたこととともに、地域間の交流あるいは技術系

職員との交流を図っていく。また⑤のところだが、例えば地域づくりや産業振興といった特定の分野については、そうした業務をぜひやってみたいという意欲のある職員を公募したうえで人事異動を行うチャレンジ制というものが従来から活用されている。一方で、⑥の外郭団体等への職員派遣については必要最小限度とする。⑦については、東日本大震災から2年半が経ったが、教育委員会でも文化財関係や建築関係などの技術職員も派遣している。こうしたことにも留意していくことになっている。

1の6ページ、1の7ページは個別的な事項である。それぞれの職責に応じた望ましい管理職像、あるいは職員像が描かれており、こうしたことを目的として人事異動を行っていく。

1の7ページは遠隔地への異動についてである。本県は県土が非常に東西に広く、隠岐の島という離島もあるが、職員の地域別の構成ではどうしても出雲部の職員が多くなっている。3行目に記載しているが、そうしたことから学校を新規で卒業後、すぐ採用された職員の場合40歳もしくは41歳で到達する企画員級の職までの間に、遠隔地への異動を経験することとなっている。出雲部に出身地がある職員は石見または隠岐へ少なくとも2回以上、逆に出雲部以外に本拠地がある職員については出雲部に1回以上勤務することを企画員昇任の条件としながら、人事異動を図っていくという内容である。

○岡部委員 今年度新たに加わった事項はあるか。

○高宮総務課長 基本的には大きく変わったところはない。ただ、先ほど申し上げたように、従来から女性職員の職域の拡大ということは言われていたが、今回、一つ大きな項目として女性職員の登用と項目立てがされた。そういう意味では、特に強く打ち出されてきて、思いが強くなっているところはあるかと思う。

○原委員 そのことに関してだが、女性については学校の教員採用のときも管理職の登用について進めても、なかなか進まない実態があるという話だった。ここではグループリーダーや管理職への登用を一層進める、あるいは努めるといった表現になっているが、それはかけ声だけなのか。それとも何か予算がついたとか、例えば女性が転勤する際に配慮があるなど環境の整備がなされたといったような具体的な事柄があるのか。

○高宮総務課長 確かに教育職の場合は管理的な立場に立つと教壇から離れ、生徒を教えることから離れてしまうため、男女の別を問わず、教壇にとどまりたい、子どもたちの近くにいたいということで、管理職試験に手が挙がらないということもあろうかと思う。

行政職の場合はそういうところはなく、50代だと男性の職員のウエートが圧倒的に高いが、年齢層が下になるに従って女性職員のウエートが高くなっている。現在、30代の頭ぐらいでは恐らく55%程度は女性になっているのではないかと思う。そういう中で、幅広く経験を積んだ職員が、だんだんとグループリーダーや管理職登用に近い年齢、つまり40代半ば以降に差しかかってきている。女性という性別にこだわって個別に何か配慮をしているという訳ではないが、経験を積んだ女性職員が増えてきているのでそれに見合った任用を行っていくということである。

○原委員 女性がそうして社会的にどんどん進出していくことはとてもありがたいと思うが、やはり女性には家事、育児、介護が常について回っており、男性が同じように負担することが望まれるということはずっと言われてきている。女性の登用をこれだけおっしゃるのであれば、現在は取得率が少ないが、男性が育児休暇や介護休暇を取れるような配慮も行っていただきたい。その両輪で進めていただきたいと思う。

○高宮総務課長 おっしゃるとおりであり、最近ではマタハラのほかにもパタハラという言葉もあるようで、男性の家事参画や育児休業の取得等に対するハラスメントもないようにと呼びかけられている。県の職場でもそれぞれの家庭のあり方にきちんと合った形で、男性も積極的に育児休業などが取れるよう、また職場の管理職もそうした要望があればきちんと職員が取得でき、女性のサポートができるような運用に努めていかなければならないと思っている。

○仲佐委員 私もこの女性職員の登用には大賛成である。私どもは製造業でやはり男性の職場だが、製造部長に女性を起用している。技術的な面では長けているということではないが、人の管

理ができたり、仕事の段取りが男性よりも長けているということで、女性の製造部長をつくった。女性職員の活躍の推進、活用といったポジティブアクションという取り組みを厚生労働省が行っており、そのモデルケースということではないが、製造部長に女性を起用した。また、何年か前にこうした取り組みが始められた頃には、私が管理部の部長をやっており、市内の企業からも注目されていた。製造の面で技術的には自分ではできないが管理はうまくできる、人の管理ができるという点で女性を起用し、会社がとてもうまく回ったということがあった。この女性登用は本当にどんどんウェートを増やしていただければと感じているところである。

○土田委員長 1の7ページの遠隔地への異動について、出雲部の出身者が多いため、隠岐、石見部に少なくとも2回以上勤務ということになっているが、勤務期間は何年以上など条件はあるか。年数は問わないのか。

○高宮総務課長 基本的には1回3年ということになる。特段の家庭の事情等があれば例外的な場合もあるかとは思いますが、3年が一応人事の基本サイクルになっているため、基本的には3年を2回ということになる。

○土田委員長 ということは最低6年ということか。

○高宮総務課長 そうである。それが一般的なパターンになると思っている。

――原案のとおり承認

第9号 「いじめ防止対策推進法」における事務の補助執行について（総務課・義務教育課）

○高宮総務課長 承認第9号「いじめ防止対策推進法」における事務の補助執行についてお諮りする。

資料は2ページをご覧ください。これまで教育委員会会議でも報告させていただいたように、本年、全国で起きたさまざまないじめ問題などを契機として、いじめ防止対策推進法という法律が制定されたところである。

記の1(1)、(2)をご覧ください。いじめ防止対策推進法の中での一番の柱は、第12条で地方いじめ防止基本方針を策定する、そして第14条第1項でいじめ問題の対策連絡会議を設置し運営する、と決まったところである。この事務を迅速かつ適確に進めていくことが法律を施行するうえで一番重要になっているわけである。

この法律の中では地方公共団体がこうした基本方針をつくる、あるいは連絡協議会を設置し運営するというになっているが、実はその地方公共団体というのがいわゆる知事部局である島根県なのか、あるいは島根県教育委員会なのかということが法律上明定されていない。一方で、この中には書かれていないが、学校現場等で重大ないじめ事案などが起こったときには、地方公共団体の長、すなわち島根県では島根県知事に報告がなされて調査されるという規定もある。そうした中で、地方公共団体の定義が曖昧なままではなかなか業務が進まないということもあり、この際、責任の権限義務の主体を明確にして事務を適切かつ迅速に進めたいということで、知事から協議を受けた。法第12条による地方いじめ防止基本方針の策定及び法第14条第1項のいじめ問題対策連絡協議会の設置及び運営については、知事の権限に属する業務について専門的な知見を有する教育委員会がその事務の執行を補助するというので協議を受け、了承した。これを10月22日付で教育長が臨時代理で決裁しているため、審議のうえ承認いただきたいというものである。

○岡部委員 この新しい補助執行に伴って人員が増えることはあるのか。

○高宮総務課長 増員は行わない。いじめ対策については、法律に基づいて新しい事務が出てはいるが、いじめ問題は県としても対策を充実する必要があることから、今年、生徒指導推進室を子ども安全支援室に改組し、体制の整備を図っているところである。よって、この法律の施行に伴う人員増は行わない。

――原案のとおり承認

(報告事項)

第57号 平成25年度スポーツ推進委員功労者文部科学大臣表彰について(保健体育課)

○野津保健体育課長 報告第57号平成25年度スポーツ推進委員功労者文部科学大臣表彰についてご報告する。

今年度のスポーツ推進委員功労者大臣表彰は、資料記載のとおり久屋彰さんに決定している。久屋さんは、現在はスポーツ推進委員という名称だが、昔の体育指導員をされていた。この通算の経験が33年余ということで、個々の活動のほか、大社町そして合併後の出雲市でもスポーツ少年団の本部長として地域の中心的な役割を担ってこられた方である。表彰については来る21日に和歌山でとり行われることになる。

――原案のとおり了承

第58号 平成25年度学校保健・学校安全・学校給食文部科学大臣表彰について(保健体育課)

○荒瀬健康づくり推進室長 報告第58号平成25年度学校保健・学校安全・学校給食文部科学大臣表彰についてご報告する。

まず、学校保健・学校安全に係る文科大臣表彰及び奨励賞については、学校保健、学校安全、学校安全ボランティア活動の3部門から推薦することになっている。今年度は学校保健について、お二人の方が表彰されることになった。なお、学校安全、学校安全ボランティア活動については推薦がなく、該当がなかった。

学校保健について、まずお一人は伊藤若美様で、出雲市在住である。現在に至るまで眼科校医として42年間の長きにわたり、生徒の健康管理、保健指導に尽力いただいている。また、出雲医師会の理事を4年間なされ、島根県医師会会員初の女性理事として医師会事業、特に保健医療の充実、地域医療の発展に寄与し、多くの実績を上げていらっしゃる。

もうお一方は永井克正様で、江津市在住である。現在に至るまで通算38年、江津市の跡市小学校の学校歯科医を初め、長きにわたって口腔衛生指導及び啓発活動に尽力いただいている。学校歯科医として幅広い年齢層に合わせた学校歯科保健の推進に貢献いただいているところである。

お二人の表彰については、明日11月7日に秋田県で開催される全国学校保健研究大会でとり行われることになっている。

資料4の2ページをご覧ください。学校給食に係る表彰について、お一人の方が表彰対象になっている。栄養教諭の岩田緑様である。現在、松江市の鹿島中学校にお勤めである。現在に至るまで33年余りの間、学校栄養職員さらには栄養教諭として学校給食の充実と食育の推進に尽力いただいている。特に食育の推進については熱い思いを持ってアイデアを駆使し、家庭や地域と連携した学校での食の指導に携わっていらっしゃる。また、食物アレルギーのある児童生徒に対する個別の指導についても、保護者、主治医、教職員と連携してきめ細やかに取り組まれるなど、多方面にわたって学校給食の充実、食育の推進に寄与していらっしゃる。10月31日に三重県で開催された全国学校給食研究教育大会で既に表彰されている。

――原案のとおり了承

第59号 平成25年度優良PTA文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第59号平成25年度優良PTA文部科学大臣表彰についてご報告する。

これは優秀な実績をあげていらっしゃる団体ということで、都道府県から3団体以内を推薦することになっている。既に幼稚園の関係は出雲市立今市幼稚園、松江市立古江幼稚園のPTAが8月10日に表彰され、こちらについては9月6日の教育委員会会議において報告したところである。このたび残りの1団体として島根県立石見養護学校のPTAの表彰が決定したので報告させていただく。

表彰理由は資料記載のとおりだが、現在の保護者の方だけではなく、保護者のOBの方あるいは地域の方々、教職員の方々がそれぞれ協力し合い、地域の行事としてPTA活動が定着しているということである。また、PTAでオリジナル愛唱歌なども作詞作曲され、それをもとに皆さんのつながりを深めていらっしゃる。地元企業の方もアドバイザーとしていろいろな行事に参加されるなど、地域をあげて活動されているところが評価されたものである。表彰式については、11月19日に開催される日本PTA全国協議会の式典において表彰される予定となっている。

――原案のとおり了承

第60号 PTA活動振興功労者表彰について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第60号PTA活動振興功労者表彰についてご報告する。

この表彰は個人についてだが、おおむね5年に1度表彰がなされるものである。こちらについても県から2名以内の推薦となっており、前回の9月6日の教育委員会会議で報告させていただいたが、元高等学校のPTA連合会長の本山さんについては報告したところである。

このたび、元島根県PTA連合会長の川神裕司さんについて表彰が決定したので報告させていただく。表彰の主な理由としては、浜田第一中学校のPTA会長をなさっているときに、保護者提案による携帯電話学校持ち込み禁止条例を県内で初めて可決されたということである。なお、条例と書いてあるが、校内での禁止条例というものである。これを契機に県内の各学校でもこうした動きが広がったと聞いている。また、島根県の幼稚園から高等学校、特別支援学校を合わせたPTA連合会の会長としてもご活躍いただき、中国ブロック協議会の浜田大会の実行委員会委員長としても尽力いただいたところである。そういった点が評価され、表彰となったところである。表彰式については同じく11月19日に日本PTA全国協議会の式典において表彰される予定となっている。

――原案のとおり了承

土田委員長：非公開宣言

―非公開―
(報告事項)

第61号 平成25年度11月補正予算案の概要について（総務課）

○高宮総務課長 報告第61号平成25年度11月補正予算案の概要についてご報告する。

予算として要求するのは1, 770万円余であり、内訳は資料の3に記載しているようにいずれも災害復旧の事業である。これは8月23日からの大雨によるもので、被害の状況はすでに教育委員会会議においても報告させていただいたところである。一つは浜田教育センターの中にある管理道の法面の崩落である。管理道とはなっているが、実際には近隣にお住まいの方が近道として頻繁に利用されているところであり、非常に危ないため早急に法面を復旧したいというものが1点である。もう一つは浜田養護学校について、寄宿舎のすぐ上というわけではないが、寄宿舎から少し離れたところにフェンスがあつて法面があり、その法面が水を含んで少し盛り上がっているような状態になっているため、これを直していくということである。また、浜田養護学校の職員駐車場が大雨によってかなり大規模に陥没したため、これを復旧していくということで、あわせて1, 700万円ほどの災害復旧費の予算を提出することとしている。

資料7の2ページをご覧ください。こちらのほうが事柄としては大きいのであるが、浜田水産高校及び隠岐水産高校の寄宿舎の整備をしようというものである。両水産高校については、近年、島外あるいは県外から入学される生徒さんが段々と増えてきている。これは一つには、5年ほど前に水産教育の在り方検討会の中で、島根県の水産高校については全国から子どもたちを募るといったことが話された。浜田、隠岐の水産高校で島根県の漁業や海運業を担う人材を育成するということをやっていたわけだが、その後少子化などが進む中で、両校とも島外あるいは県外からの生徒募集などにも力を注いだ。その結果、8月に行われたオープンスクールなどに生徒が集まった状況から、来年度、場合によっては定員が足りなくなるかもしれないということで、急きょ寄宿舎を増設することにしたものである。

工事については今年度中から行う。この予算が議会で認められるとすると実際には12月中旬からになるが、12月中旬から発注してリース方式の寄宿舎を整備し、1学期の中ほどを目途に寄宿舎を完成させる。最初の2、3カ月間はどうしても工期の問題でオーバーフローする生徒たちが出るかもしれないが、その点については、地元の隠岐の島町等々に話をし、短期間の下宿などで受入をしていただく。遅くとも1学期の終わりには寄宿舎を完成させ、オーバーフローした場合でも、きちんと生徒たちを受け入れられるようにしたい。また、27年度以降も安定的に島外や県外から子どもたちを受け入れられるような環境を作るため、今年度から来年度にまたがったの工事を行いたい。また、リースで寄宿舎を整備するため、分割払いということになる。25年度から31年度にわたって分割払いとし、あわせて2億2,300万円を支払う予算案を提出しようと思つているところである。なお、寄宿舎の定員については資料上部に掲げているように、浜田水産高校は現在20人の定員を32人に、隠岐水産高校については50人の定員を76人に、それぞれ増やしたい。

(2)は債務負担行為の変更についてだが、これは耐震性に欠けるとして今工事を行っている大田高校の校舎の整備事業について、また、県外あるいは地域内から通えない子どもたちが増えてきており、寄宿舎の整備が必要ということで、現在寄宿舎の整備を行っている飯南高校の寄宿舎である。そして、こちらも既に着手しているが、出雲養護学校の雲南分教室の整備である。これらについては、工事あるいは支払いが来年度以降にまたがっていくことになる。来年4月に消費税が5%から8%に上がると、来年度以降の支払分が消費税相当の3%分増えるということで、現在行っている契約を変更する必要がある、それに必要な額を提出するというものである。

なお、当該予算案については、11月14日午前中に開催される議会運営委員会で対外的には公表される予定となっている。11月14日午前中までは部外秘の扱いでお願いしたい。

○仲佐委員 寄宿舎の増築について、債務負担行為の設定期間が平成25年度から平成31年度の7年間ということになっている。リースということになると、これは7年間分の費用ということになると思うが、1年ずつ毎年申請して予算を上げるのではなく、7年間分の費用を一括して申請し、予算化されるということか。

○高宮総務課長 リースの場合、契約を結ぶと7年後まで確実に支払うということを業者に対して約束することになる。一方で予算のほうは、今仲佐委員がおっしゃったように毎年毎年予算化していくことが必要になる。ただ、そういった契約をする場合は、例えば1年目は2000万円

でいいが、2年目からあと5年間は5000万円ずつ払わなくてはいけなくなる。それについては毎年要求するので、あらかじめ予算の先取りと言うか、予算をつけることを約束してほしいという意味で、議会に対してお願いするということである。したがって予算の計上や支払いはそれぞれの年度でこの債務負担行為に基づいて予算化し、業者に対して支払いがなされることになる。

○仲佐委員 1年経過するごとに実績という形であがっていくということか。

もう1点お尋ねしたいが、来年4月から消費税が5%から8%に変わる。契約が9月までであれば、年度が変わっても5%で良いという制度になっているのではないかと思う。今回はそれ以降に契約されている、ということになるか。

○小村教育施設課長 契約自体は既に終わっているが、引き渡しの時点を消費税の計算の基にしている。引き渡しはそれぞれ平成26年、27年にまたがるということで、今、予定として、その分を増額して契約し、準備をするという格好になる。

○仲佐委員 5%の時期に契約しても、年度が変わって実行すれば8%になるということか。

○小村教育施設課長 引き渡しの時点で計算を行う。

○仲佐委員 世の中では家電や車なども早めに買い換えようという動きになっており、5%ではないのだろうかと思ったところだった。

○小村教育施設課長 平成25年10月以降の契約になっており、9月までではないということである。

○岡部委員 寄宿舎の件についてだが、いずれも現地での増設になるのか。

○高宮総務課長 その通りである。

○岡部委員 スペース的には十分あるということか。

○高宮総務課長 可能な範囲で増築できるのが、12人分、あるいは26人分である。今後の生徒数の推計から見ても、当面あと5年から10年というスパンではこれで大丈夫であろうということ考えている。

――原案のとおり了承

土田委員長：閉会宣言

14時19分